

この資料は、「契約概要／注意喚起情報兼商品パンフレット」の補助資料であり、保険商品の内容の全てが記載されているものではありません。詳しいご検討にあたっては、「契約概要／注意喚起情報兼商品パンフレット」、「附表」または「提案書」、「ご契約のしおりー定款・約款」を必ずご確認ください。また、裏面に記載の内容もあわせてご確認ください。

2022年4月版  
商品概要書



# 夢かたち<sup>+</sup> プラス

ニッセイ予定利率変動型一時払増終身保険(毎年増型)

万一の保障を一生にわたり確保いただける終身保険です。

## ポイント1 告知なしで申込みが可能

- 健康状態等の告知なしで、お申込みが可能です。

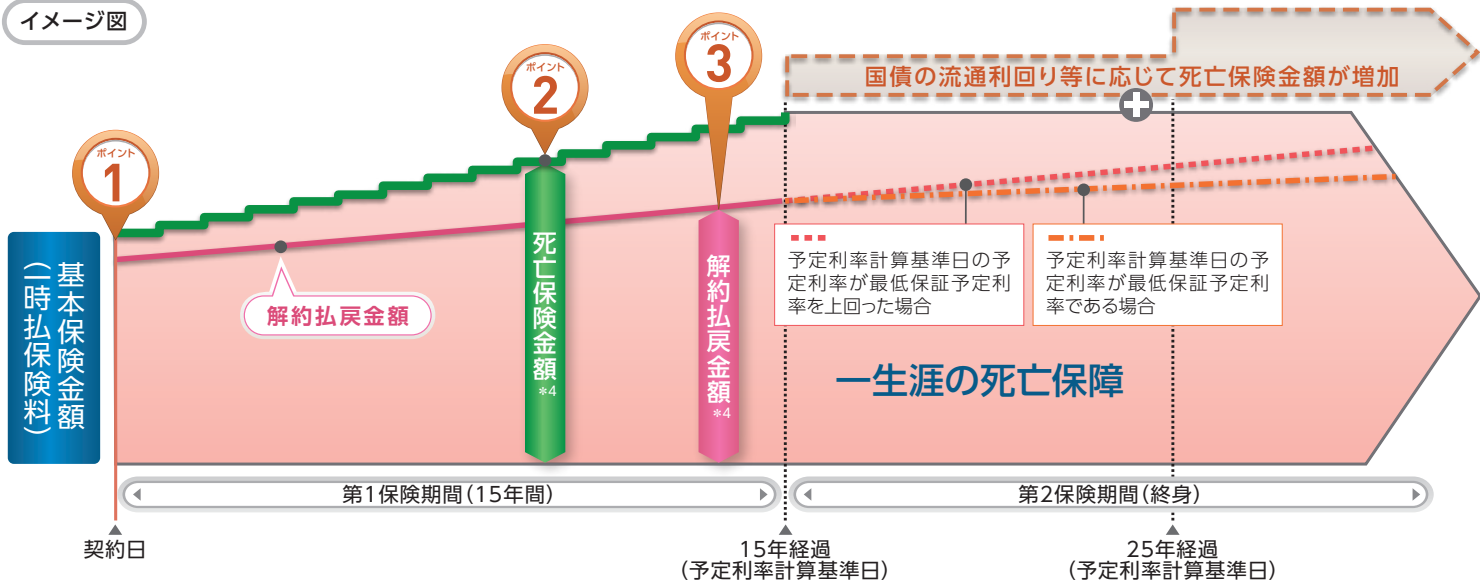
## ポイント2 死亡保険金額は毎年増加

- ご契約後15年間は、基本保険金額に対して毎年一定の割合(増増率)で死亡保険金額が増加します。
- ご契約後15年目までの死亡保険金額はご契約時に確定します。
- ご契約後15年経過後は、10年ごとに国債の流通利回り等に応じて死亡保険金額の増加が期待できます。\*1

## ポイント3 ご契約後15年目までの解約払戻金額は契約時に確定

- ご契約後15年目までの解約払戻金額はご契約時に確定します。
- 解約払戻金額は期間の経過とともに増加します。\*2 \*3

イメージ図



### 死亡保険金

受取人ごとにお支払いできます。

複数の死亡保険金受取人を指定いただいた場合、死亡保険金を代表者の口座にお支払いする他、受取人ごとの口座にお支払いすることもできますので、大切な資産をスムーズに引継げます。

### 解約払戻金

“ご自身で使うニーズ”にも対応できます。

ライフプランにあわせ、解約払戻金をご自身で使うこともできます。



- \*1 15年経過後は、予定利率計算基準日の予定利率が、最低保証予定利率を上回っている場合は、死亡保険金額が増加します。ただし、予定利率計算基準日における被保険者の年齢が106歳以上の場合は死亡保険金額は増加しないことがあります。
- \*2 ご契約後一定期間内に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。
- \*3 適用されている予定利率等によっては、解約払戻金額が増加しないことがあります。
- \*4 死亡保険金額・解約払戻金額はご契約時の予定利率・被保険者の年齢・性別により異なります。

※最低保証予定利率は第1保険期間の予定利率により異なります。

商品概要および主な取扱規程等 (商品内容やお支払いできない場合等、詳細は「契約概要／注意喚起情報兼商品パンフレット」をご覧ください。)

主な保障内容	被保険者が亡くなられた場合、死亡日における死亡保険金額をお支払いします。				
保険期間	終身	解約払戻金	あり	配当金	あり (積立配当方式)
契約年齢範囲 (被保険者)	契約日の満年齢が 50 歳以上 90 歳以下				
基本保険金額 (一時払保険料)	200万円以上 (10万円単位) ただし、基本保険金額7億円超のご契約はお取扱いできません。 (被保険者を同一とする日本生命の他のご契約がある場合には、7億円までご加入いただけないことがあります。)				
保険料払込方法	一時払 (日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)	告知	なし		
付加できる特約	保険契約者代理特約				

※この保険は国債の流通利回り等によってはお取扱いできないことがあります。 ※上記内容は将来変更する場合があります。



この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

**! ご検討・お申込みいただく際は以下の事項についてご注意ください。**

- この保険はクーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)の対象です。
- 募集代理店(金融機関)および募集代理店の担当者は、契約締結の代理権を有さないため、お申込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。ご契約は、お客さまからのお申込みを日本生命が承諾したときに成立します。
- 日本生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

引受保険会社

日本生命保険相互会社

ニッセイダイレクト事務センター

**0120-562-186** (通話料無料)

[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00  
(祝日、12/31～1/3を除く)

ホームページ <https://www.nissay.co.jp>

募集代理店

TP